

ID: 206

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	旅館業を目的とする建造物建築の同意		
例規名 根拠条項	長門市旅館業を目的とした建築の規制に関する条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第143号		
<p><b>【根拠条文】</b> (同意等) 第2条 市内において旅館業を目的とする建造物を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第3条の規定による。 第3条 市長は、建築主から前条に規定する同意を求められたときは、その位置が次に該当する場合は同意してはならない。ただし、善良な風俗を損なうことなく、かつ、社会教育上支障がないと認められる場合には同意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅密集地</li> <li>(2) 官公署、病院、診療所及びその付近</li> <li>(3) 教育施設及びその付近</li> <li>(4) 児童福祉施設及びその付近</li> <li>(5) 主として児童、生徒等が通学する道路及びその付近</li> <li>(6) 公園又は児童遊園地及びその付近</li> <li>(7) 風致地区の区域内</li> <li>(8) 区画整理の施行地又は施行中の土地</li> <li>(9) その他市長が不相当と認めた場所</li> </ol>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日